



# LINKBAL

株式会社リンクバル

## 第10期 定時株主総会 招集ご通知

- **開催日時**  
2021年12月17日(金曜日)午前10時(受付開始：午前9時)
- **開催場所**  
東京都中央区築地三丁目1番5号  
銀座キャピタルホテル【茜】 2階「カトレア」
- **決議事項**
  - 第1号議案 取締役5名選任の件
  - 第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定及び取締役の報酬額改定の件
  - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

【当日のお土産について】  
株主総会にご出席の株主様へのお土産は一昨年より廃止させていただいております。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染症が流行しております。多くの株主の皆様が集まる株主総会は、集団感染のリスクがございます。議決権の行使は郵送で行っていただき、当日のご来場は、感染の回避のため自粛をご検討くださいますようお願い申し上げます。

### 目次

■ 第10期定時株主総会招集ご通知	2
■ 事業報告	4
■ 計算書類	25
■ 監査報告	36
■ 株主総会参考書類	39

# 株主の皆様へ

## ご挨拶

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を次ページのとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当社は、出会いをつなぐサービスにおいて、唯一無二の顧客価値を提供できる企業として、高品質・高付加価値のサービスの拡大と充実を図ってきております。また、お客様に満足度の高いコンテンツの提供をすべく様々な施策を実施してまいりました。

新型コロナウイルス感染拡大は、未曾有の社会的危機を引き起こし、きわめて短期間で人々の価値観や行動を大きく変えました。その中で、当社は社会環境の変化そしてお客様の新しい生活様式に合った新しいサービスの提供を推進していくことにより、ステークホルダーの皆様への貢献を果たしていきたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、何卒一層の温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 吉弘 和正

## MISSION

世界をつなぐ。

## VISION

「アイデア×テクノロジー」で新しい価値を創出し、顧客満足と企業成長を追求し続けます。

株主各位

(証券コード 6046)

2021年12月1日

東京都中央区明石町7番14号

株式会社リンクバル

代表取締役社長 吉弘 和正

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年12月16日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2021年12月17日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
<b>2 場 所</b>	東京都中央区築地三丁目1番5号 銀座キャピタルホテル【茜】2階 「カトレア」 ※開催場所が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違のないようお願い申し上げます。
<b>3 会議の目的事項</b>	<b>報告事項</b> 第10期（2020年10月1日から2021年9月30日まで） 事業報告及び計算書類報告の件  <b>決議事項</b> 第1号議案 取締役5名選任の件 第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定及び取締役の報酬額改定の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお受付時の混雑緩和のため、お早めのご来場をお願い申し上げます。
- 本株主総会招集ご通知に添付しております株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://linkbal.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
ください（ご捺印は不要です）。

日時  
2021年12月17日（金曜日）  
午前10時



## 郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、  
切手を貼らずにご投函ください  
（下記の行使期限までに到着  
するようご返送ください）。



期 限

2021年12月16日（木曜日）午後7時まで

## 議決権行使書のご記入方法

議決権行使書 株主番号 000000000 議決権行使回数 000000000000 株主番号 000000000 議決権行使回数 000000000000

株式会社リンクバル 申出  
私は、2021年12月17日開催の貴社第10期定時株主総会（懇話会又は総会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。  
2021年12月 日

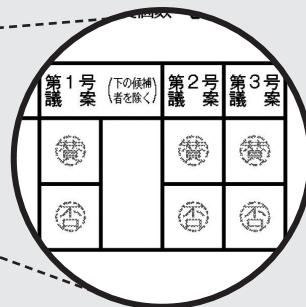
議案	第1号議案 (候補者)	第2号議案	第3号議案
賛否表示欄	○	○	○

ご所有株式数 0 株

お 願 い  
1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示ください。  
2. 第1号議案の賛否を○印で表示し、他の候補者につき異なる意思を表示された場合は、「議決権参考欄」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。  
3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印を記入ください。

株式会社リンクバル

こちらに議案の賛否をご記入ください。



### 第1号議案について

全員賛成の場合 → **賛** に○印  
 全員反対の場合 → **否** に○印  
 一部候補者に → **賛** に○印をし、反対する候補者  
 反対の場合 番号を隣の空欄に記入

### 第2・3号議案について

賛成の場合 → **賛** に○印  
 反対の場合 → **否** に○印

※議決権行使書はイメージです。

(添付書類)

## 事業報告

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、年度の大半の期間において緊急事態宣言もしくは、まん延防止等重点措置が発出された結果、社会経済活動は大きく制限され、緊急事態宣言に伴う外出自粛要請などにより、当社の事業も大きな影響を受けました。一方で、ワクチン接種が進むにつれ感染者数が減少し、緊急事態宣言が解除されるなど、通常の生活に戻る兆しが見え始めておりますが、第6波の懸念は依然として残っており、先行きは不透明な状況となっております。

このような経営環境の下、当社は、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から感染防止措置を講じながら「machicon JAPAN」掲載イベントの強化・拡大をしております。また、コロナ禍におけるオンラインでの出会いを提供するマッチングアプリ「CoupLink」の運営についても引き続き積極的に展開しております。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高は670,057千円（前期比53.1%減）となり、また、損益面では、売上原価、販売費及び一般管理費の合計が987,527千円（前期比28.3%減）となった結果、営業損失は317,469千円（前期は営業利益 50,455千円）、経常損失は313,290千円（前期は経常利益 59,318千円）、当期純損失は376,038千円（前期は当期純利益 5,994千円）となりました。

なお、当社はインターネットサイト運営事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。サービスごとの取り組みは以下のとおりであります。

#### (イベントECサイト運営サービス)

2021年9月末でリンクバルID会員数は216万人を突破し、この結果、当事業年度におけるイベントECサイト運営サービスの売上高は485,323千円（前期比60.3%減）となりました。

#### (WEBサイト運営サービス)

「CoupLink」及び「KOIGAKU」につきましては、引き続き効率的に事業運営を行い、当事業年度におけるWEBサイト運営サービスの売上高は184,734千円（前期比9.6%減）となりました。

#### (2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

#### (3) 資金調達の状況

当事業年度中に、新型コロナウイルス感染症対応に係る資金として、金融機関より長期借入金120百万円の調達を行いました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

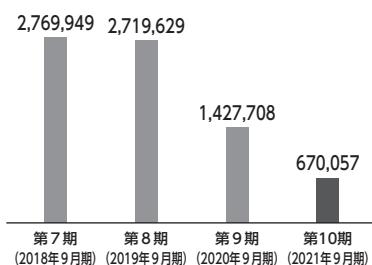
株主総会参考書類

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

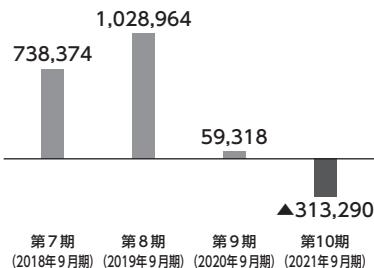
区 分	第7期 (2018年9月期)	第8期 (2019年9月期)	第9期 (2020年9月期)	第10期 (2021年9月期)
売 上 高 (千円)	2,769,949	2,719,629	1,427,708	670,057
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (▲) (千円)	738,374	1,028,964	59,318	▲313,290
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (▲) (千円)	458,981	632,586	5,994	▲376,038
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (▲)	24円22銭	33円92銭	0円32銭	▲20円17銭
総 資 産 (千円)	2,074,619	2,690,925	2,269,426	1,942,740
純 資 産 (千円)	1,430,215	2,062,802	2,068,701	1,692,662

(注) 当社は、2018年11月1日付で、普通株式1株につき6株の株式分割を行いました。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

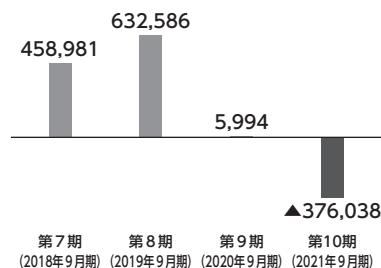
売上高 (単位：千円)



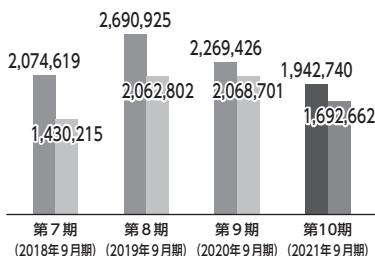
経常利益又は経常損失 (▲) (単位：千円)



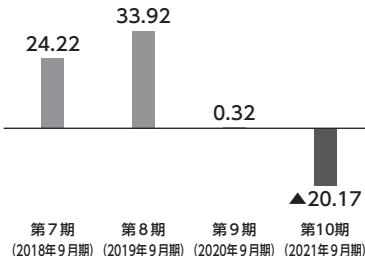
当期純利益又は当期純損失 (▲) (単位：千円)



総資産/純資産 (単位：千円)



1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (▲) (単位：円)



## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

当社は子会社が1社ありますが、資産、売上高等からみて重要性が乏しいものとして、記載を省略しております。

## (6) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響はワクチン接種の効果もあり徐々に回復基調に転じると期待しておりますが、今後も多方面にわたって先行きが不透明な状況となることが懸念されております。当社が運営する「machicon JAPAN」のコト消費ECサイト事業は、情報ポータルサイト数の増加により、競争が激化しております。また、コト消費ECサイトに加えて、「CoupLink」や「Pairy」、「KOIGAKU」、「ママ婚」のWEBサイト運営サービスにおいても、情報システムの活用が必須となっております。このような状況下、「machicon JAPAN」のコト消費ECサイト機能の強化を図るとともに、情報システムの整備・強化に注力する組織体制を整える必要があると考えております。加えて、子会社であるLINKBAL VIETNAM CO.,LTD.を日本のオフィス開発拠点としており、連携・管理についても強化してまいります。

以上を踏まえ、当社としては、以下の具体的な課題に取り組んでまいります。

### ① 人材の確保、育成

事業の継続的な発展を実現するためには、必要な人材を十分確保するとともに、高い専門性を有する人材の育成に注力することが重要な課題であると考えております。当社は、幅広い人材採用活動を行うとともに、従業員の教育研修制度の拡充に加え、多彩な人材が多様な働き方を選択できる人事制度や環境の整備に、積極的に取り組んでまいります。

### ② 企業競争力の強化

ユーザーのニーズが多様化している昨今の事業環境において、競合他社との差別化戦略の展開に注力する等、企業競争力の維持・向上に積極的に取り組んでまいります。

### ③ 運営サイトの更なる認知度の向上

事業規模拡大のため当社が運営する「machicon JAPAN」のコト消費ECサイト及び「CoupLink」や「Pairy」、「KOIGAKU」、「ママ婚」のWEBサイトの更なる認知度の向上が必要であると考えております。現在、国策の中でも婚活が取り上げられ、官民一体となった取り組みにより今後市場は拡大すると予想されております。当社が企業認知度の向上、商品・サービス力の強化を行うことで、当社の成長のみならず婚活市場の拡大に繋がると考えております。今後、当社では「machicon JAPAN」のコト消費ECサイトの機能の一層の強化を図るとともに、イベント掲載情報の拡充や広告を行う等、より多くの利用者が当社の運営サイトに集まる体制の整備を進め、運営サイトの認知度の向上に積極的に取り組んでまいります。

④ 情報システムの整備・強化

事業展開において、その他WEBサイト・システムに係るセキュリティ管理体制の整備強化は重要な課題であります。当社では、市場環境の変化に的確に対応したセキュリティ管理体制の構築と整備・強化に積極的に取り組んでまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を推進するために、子会社に対しても内部管理体制の整備・強化を通じた業務の効率化が重要であると考えております。

今後、内部統制の実効性をより高めるため、統制環境を整備し、内部管理体制の強化に取り組む、組織的なマネジメント活動を展開し、リスク管理の徹底とともに、業務の効率化を積極的に推し進めてまいります。

⑥ 新型コロナウイルス感染症への対応

当社における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、イベント掲載企業と協力し衛生管理を徹底したうえで、サービス提供を継続する他、オンラインでのサービス提供も継続し、環境の変化に即した対応を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2021年9月30日現在)

インターネットサイト運営事業

(8) 主要な営業所 (2021年9月30日現在)

本 社 東京都中央区

(9) 使用人の状況 (2021年9月30日現在)

使用人数	当期中の増減	平均年齢	平均勤続年数
71名(3名)	2名減	34.2歳	3.35年

(注) 使用人数欄の( )外書きは、臨時従業員の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2021年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	120百万円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2021年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 72,000,000株  
 (2) 発行済株式総数 19,500,000株  
 (3) 株主数 3,838名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
株 式 会 社 K a z y	7,200,000	38.61
吉 弘 和 正	4,340,000	23.27
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	631,200	3.38
根 本 純	334,900	1.79
張 溪 媛	319,200	1.71
五 味 大 輔	250,000	1.34
松 岡 大 輔	234,000	1.25
佐 々 木 慎	189,700	1.01
松 原 信 重	176,000	0.94
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	114,400	0.61

- (注) 1. 当社は、自己株式を853,104株保有しておりますが、上記大株主からは除外して  
 おります。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### その他新株予約権等の状況

名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	発行価額	行使価額	行使の条件	権利行使期間
第2回新株予約権	45個	27,000株	1株当たり 100円	1株当たり 399円	(注)2	2022年1月1日から 2028年3月4日まで
第3回新株予約権	30個	18,000株	1株当たり 100円	1株当たり 399円	(注)3	2025年1月1日から 2028年3月4日まで
第5回新株予約権	355個	213,000株	1株当たり 100円	1株当たり 399円	(注)4	2022年1月1日から 2028年3月4日まで
第6回新株予約権	180個	108,000株	1株当たり 100円	1株当たり 399円	(注)5	2025年1月1日から 2028年3月4日まで

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、600株であります。

2. ① 本新株予約権者は、下記 (i) (ii) (iii) の定めに応じて、2021年9月期から2023年9月期のいずれかの期における有価証券報告書における損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(i) 業績判定水準：営業利益 金20 億円

行使可能割合：80%

(ii) 業績判定水準：営業利益 金35 億円

行使可能割合：90%

(iii) 業績判定水準：営業利益 金50 億円

行使可能割合：100%

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. ① 本新株予約権者は、下記 (i) (ii) (iii) の定めに応じて、2024年9月期から2026年9月期のいずれかの期における有価証券報告書における損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。
- (i) 業績判定水準：営業利益 金40 億円  
行使可能割合：80%
- (ii) 業績判定水準：営業利益 金60 億円  
行使可能割合：90%
- (iii) 業績判定水準：営業利益 金80 億円  
行使可能割合：100%
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 本新株予約権者は、下記（i）（ii）（iii）の定めに応じて、2021年9月期から2023年9月期のいずれかの期における有価証券報告書における損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- （i）業績判定水準：営業利益 金20 億円  
行使可能割合：80%
- （ii）業績判定水準：営業利益 金35 億円  
行使可能割合：90%
- （iii）業績判定水準：営業利益 金50 億円  
行使可能割合：100%
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 本新株予約権者は、下記（i）（ii）（iii）の定めに応じて、2024年9月期から2026年9月期のいずれかの期における有価証券報告書における損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- （i）業績判定水準：営業利益 金40 億円  
行使可能割合：80%
- （ii）業績判定水準：営業利益 金60 億円  
行使可能割合：90%
- （iii）業績判定水準：営業利益 金80 億円  
行使可能割合：100%
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	よし 弘 かず まさ 吉 弘 和 正	
取締役	なる 鳴 さわ じゅん 鳴 澤 淳	経営企画部 担当 人事総務部 担当 財務経理部 担当
取締役	まつ おか だい すけ 松 岡 大 輔	事業企画室 室長
社外取締役	あ だち とし ひさ 安 達 俊 久	グローバルIoTテクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役社長 モビルス株式会社 社外取締役 RIZAPグループ株式会社 社外取締役監査等委員
社外取締役	や ま と とし ひこ 大 和 敏 彦	株式会社アイティアイ 代表取締役 慶應義塾大学理工学部 非常勤講師
社外監査役(常勤)	いわ さき おさ み 岩 崎 修 身	
社外監査役	た べ い えつ こ 田 部 井 悦 子	田部井公認会計士事務所 公認会計士 シダックス株式会社 社外監査役
社外監査役	かり やす たか あき 莉 安 高 明	莉安総合法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役安達俊久氏、大和敏彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役岩崎修身氏、田部井悦子氏、莉安高明氏は、社外監査役であります。
3. 監査役田部井悦子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役莉安高明氏は弁護士の資格を有しており、企業法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役安達俊久氏、大和敏彦氏、監査役岩崎修身氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は以下のとおりです。

#### a 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業理念を实践する優秀な人材を確保し、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させることを目的とし、職責と成果に基づく公平かつ公正な報酬制度とする。

#### b 報酬構成

当社の取締役の報酬は、業務執行取締役については、固定報酬としての基本報酬およびストックオプションにより構成する。ストックオプションを交付する場合の種類別の報酬割合については、基本方針に基づく報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会にて決定する。社外取締役については、基本報酬のみを支払うこととする。

#### c 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責に応じ、当社の業績、取締役としての貢献等を考慮しながら総合的に勘案して決定する。

#### d 非金銭報酬等の内容および額又は数の算定方法の決定に関する方針

ストックオプションの交付の有無、対象者、内容等に関しては、基本方針に基づく報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

#### e 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法等

取締役の個人別の報酬等の内容については、基本方針に基づく報酬委員会の審議、答申を踏まえ、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、取締役会の決議により決定する。

### ② 監査役報酬の内容の決定に関する方針

#### a 基本方針

各監査役の職務執行の対価として適正水準で支給することを基本方針とする。

#### b 監査役報酬の内容

監査役報酬は、経営に対する独立性の強化を重視し、固定報酬のみとし、これを月額支給する。

### c 報酬決定の方法

監査役報酬は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況等を考慮し、監査役の協議により決定する。

区 分	員 数	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	64,190千円 (7,200千円)	取締役の報酬限度額は、2018年12月21日開催の第7期定時株主総会において、年額150百万円以内(うち社外取締役分10百万円以内)と決議いただいております。
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	12,120千円 (12,120千円)	監査役の報酬限度額は、2013年9月30日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。
合 計 (うち社外役員)	9名 (5名)	76,310千円 (19,320千円)	

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当期末の取締役の員数は5名、監査役の員数は3名であります。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役 安達 俊久

グローバルIoTテクノロジーベンチャーズ株式会社、モビルス株式会社並びにRIZAPグループ株式会社と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。

- ・取締役 大和 敏彦

株式会社アイティアイ並びに慶應義塾大学と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。

- ・監査役 田部井 悦子

田部井公認会計士事務所並びにシダックス株式会社と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。

- ・監査役 荻安 高明

荻安総合法律事務所と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
社外取締役	安 達 俊 久	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席し、経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
	大 和 敏 彦	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席し、経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役	岩 崎 修 身	当事業年度に開催された取締役会18回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、金融業界において養われた専門知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
	田 部 井 悦 子	当事業年度に開催された取締役会18回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、財務及び会計の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
	荻 安 高 明	当事業年度に開催された取締役会18回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等の額につきましては、前事業年度までの監査実績の分析、当事業年度の監査計画と実績の状況精査、当事業年度の監査時間、配員計画等を考慮した監査報酬見積の相当性の総合的判断の結果、監査役会にて相当であると同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は、以下のとおりです。

#### a 取締役、執行役員、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 法令・定款及び社会規範を遵守するための「リンクバル行動規範」を制定し、全社に周知・徹底しております。
- (b) コンプライアンスに係る規程を制定し、コンプライアンス推進委員会を設置し当該推進活動を行うことにより、コンプライアンス体制の構築・維持をしております。
- (c) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図っております。
- (d) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応します。
- (e) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶します。

#### b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令、取締役会規則及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行っております。
- (b) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとしております。

#### c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築しております。
- (b) リスク管理委員会にて、組織単位で想定されるリスクを協議し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図っております。
- (c) 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとします。

- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離しております。
  - (b) 取締役会規則、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図っております。
  - (c) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
- e 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - ・子会社に対し、当社が社内に課しているものと同等の報告を励行させることとしております。
  - (b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - ・子会社のリスクは、当社のリスク管理規程に則り、当社と同等の管理をすることとしております。
  - (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - ・子会社の運営は、当社の業務運営に準じ、当社と一体的に管理することとしております。
  - (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - ・子会社に対し、当社と同等のコンプライアンス体制を整備し運営させることとしております。
- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役は必要に応じて監査業務を補助する使用人を任命することができます。
  - (b) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとしております。
  - (c) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとしております。

- g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
  - (a) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができます。
  - (b) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した時には、速やかに監査役に報告するものとします。なお、これらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとしております。また、このことを確保するための体制を「内部通報規程」に定めております。
  - (c) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとします。
  - (d) 子会社の取締役は、当社の監査役の要請に応じて必要な報告及び情報の提供を行うとともに、重大・緊急な事由が発生した場合は、遅滞なく監査役に報告する。
- h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 監査役会には、社外監査役を含み、公正性かつ透明性を担保しております。
  - (b) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図っております。
  - (c) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図っております。
  - (d) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他の専門家の意見を聴取することができます。また当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関して生ずるすべての費用は、予算に計上して全額負担しております。
- i 財務報告の信頼性を確保するための体制  
内部統制システムの構築に関して、財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を構築し、運用を行っております。
- j 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
  - (a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
    - イ 当社の行動規範、社内規程等に明文化し、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
    - ロ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は、一切を拒絶します。

(b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- イ 「リンクバル行動規範」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針としております。
- ロ 反社会的勢力の排除を推進するために、人事総務部を統括管理部署とし、各部署における反社会的勢力への対応責任者は各組織の部長としております。
- ハ 「反社会的勢力対応規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組んでおります。
- ニ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行っております。
- ホ 反社会的勢力の該当有無を確認するため、外部関係機関等から反社会的勢力情報の収集に取り組んでおります。
- ヘ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、特殊暴力防止対策連合会、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築しております。

(2) 当事業年度における上記体制の運用状況の概要

a 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名で構成されております。取締役会は、毎月1回定例の取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

b 監査役会・監査役

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、いずれも社外監査役であります。監査役会は、毎月1回定例の監査役会のほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催しております。監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。常勤監査役は、経営会議等重要な会議への出席や、拠点等への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

#### c 内部監査

当社では、代表取締役直属の独立部署として内部監査室を設置し、内部監査担当者が各部門の業務執行の妥当性・適法性・効率性についてチェック、検証を行うために、監査計画に基づき各部門に対する監査を行っております。監査結果については代表取締役に報告し、業務改善に役立てております。

なお、当社では、内部監査担当者、監査役並びに会計監査人が、監査を有効かつ効率的に進めるために適宜情報交換を行っております。

#### d コンプライアンス推進委員会

コンプライアンス体制の基本として「コンプライアンス規程」を制定しております。また、代表取締役社長が委員長となり、取締役会の決議に基づき選任されたコンプライアンス推進委員から構成されるコンプライアンス推進委員会を設置しております。これにより、コンプライアンスに関する全社の方針、体制の維持・管理、コンプライアンスの推進を図っております。

#### e 経営会議

経営会議は、経営に関する重要事項の審議機関として、取締役、監査役並びに代表取締役が指名する部門管理者で構成されております。経営会議は、原則として月1回開催し、経営上の重要事項及び月次予算の進捗状況の報告について審議等を行い、経営活動の効率化を図っております。

#### f 執行役員制度

当社は、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行います。執行役員は4名で構成されており、任期は1年となっております。

#### g 役員報酬の決定方法等

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で、総枠の決議を得ております。個別の取締役の報酬等の額の決定については、各取締役の職責や業績を勘案し人事担当取締役と協議し決定しております。監査役については、監査役報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役会で決めております。



# 貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>[資 産 の 部]</b>		<b>[負 債 の 部]</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,876,868</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>110,497</b>
現金及び預金	1,830,273	買掛金	424
売掛金	8,333	未払金	27,731
未収入金	23,196	未払費用	43,510
未収還付法人税等	1,143	前受金	5,348
前払費用	9,892	預り金	11,014
1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	3,333	未払消費税等	4,115
その他	695	1年内返済予定の 長期借入金	831
<b>固 定 資 産</b>	<b>65,872</b>	賞与引当金	17,521
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>12,939</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>139,580</b>
建物	9,785	長期借入金	119,169
その他	3,153	長期預り保証金	15,900
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>13,887</b>	資産除去債務	4,511
商標権	67	<b>負 債 合 計</b>	<b>250,077</b>
ソフトウェア	13,820	<b>[純 資 産 の 部]</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>39,045</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,692,601</b>
関係会社株式	9,671	資 本 金	281,000
関係会社長期貸付金	833	資 本 剰 余 金	276,000
差入保証金	2,200	資 本 準 備 金	276,000
敷金	13,111	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,529,517</b>
繰延税金資産	11,028	その他利益剰余金	1,529,517
長期前払費用	2,200	繰越利益剰余金	1,529,517
破産更生債権等	1,003	<b>自 己 株 式</b>	<b>△393,916</b>
貸倒引当金	△1,003	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>61</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,942,740</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,692,662</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>1,942,740</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	670,057
売上原価	42,163
売上総利益	627,894
販売費及び一般管理費	945,364
営業損失	△317,469
営業外収益	
受取利息	146
法人税等還付加算金	2,288
助成金の収入	1,742
その他	7
合計	4,184
営業外費用	
支払利息	5
経常損失	△313,290
特別損失	
減損損失	21,903
賃貸借契約解約損	9,432
固定資産除却損	941
その他	603
合計	32,881
税引前当期純損失	△346,171
法人税、住民税及び事業税	543
法人税等調整額	29,323
当期純損失	△376,038

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から)  
(2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 株 己 式	株 主 資 本 合 計		
		資 準 備 金	資 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 剰 余 益 金 計 合 計				
当 期 首 残 高	281,000	276,000	276,000	1,905,556	1,905,556	△393,916	2,068,640	61	2,068,701
当 期 変 動 額									
当 期 純 損 失				△376,038	△376,038		△376,038		△376,038
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△376,038	△376,038	-	△376,038	-	△376,038
当 期 末 残 高	281,000	276,000	276,000	1,529,517	1,529,517	△393,916	1,692,601	61	1,692,662

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式 移動平均法による原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定率法によっております。  
なお、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法によっております。主な耐用年数は、以下のとおりであります。  
建物 10～15年  
その他 4～15年
  - (2) 無形固定資産  
定額法によっております。  
なお、商標権は10年、またソフトウェア（自社利用）は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員に支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### (表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

### (会計上の見積りに関する注記)

1. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

2. 当事業年度の計算書類の1. の項目に計上した金額

繰延税金資産（純額） 11,028千円

3. 2. のほか1. に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。当該課税所得の見積りは、将来の不確実な経済状況の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した時期及び金額が見積りと異なった場合、翌年度の計算書類における繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### (追加情報)

（会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響について）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、当社におきましても今後の業績に影響が及ぶことが見込まれます。また、新型コロナウイルス感染症の収束時期の見通しは不透明な状況にあり、影響の程度を予測することは困難であります。

当社では、繰延税金資産の回収可能性の判断等に関する会計上の見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響は、翌期以降に徐々に収束し回復するものと仮定して算定しております。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 有形固定資産の減価償却累計額	7,771千円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	3,333千円
短期金銭債務	2,426千円
長期金銭債権	833千円

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高	販売費及び一般管理費	33,012千円
	受取利息	119千円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株数	当事業年度増加株数	当事業年度減少株数	当事業年度末株数
普通株式	19,500,000株	－	－	19,500,000株

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株数	当事業年度増加株数	当事業年度減少株数	当事業年度末株数
普通株式	853,104株	－	－	853,104株

## 3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期の定期預金などの安全性の高い金融資産に限定して、資金調達については銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。また、デリバティブ取引や投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収入金及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

敷金は当社が入居している事務所の不動産賃貸借契約等に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、期日管理及び残高管理を行っております。

関係会社への貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に財務状況の把握を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内に決済が到来するものであります。これらは、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金計画を作成する等の方法により管理しております。

長期借入金は固定金利で調達し、金利変動リスクに備えております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,830,273千円	1,830,273千円	－千円
(2) 売掛金	8,333	8,333	－
(3) 未収入金	23,196	23,196	－
(4) 未収還付法人税等	1,143	1,143	－
(5) 1年内回収予定の関係会社 長期貸付金	3,333	3,333	－
(6) 敷金	13,111	12,592	△519
(7) 関係会社長期貸付金	833	833	－
資 産 計	1,880,225	1,879,705	△519
(1) 買掛金	424	424	－
(2) 未払金	27,731	27,731	－
(3) 未払消費税等	4,115	4,115	－
(4) 預り金	11,014	11,014	－
(5) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入 金を含む)	120,000	106,700	△13,299
負 債 計	163,285	149,986	△13,299

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金、(4) 未収還付法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 1年内回収予定の関係会社長期貸付金、(7) 関係会社長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

- (6) 敷金

敷金の時価については、償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払消費税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済または納付されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金

長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 (非上場)	9,671
差入保証金	2,200
長期預り保証金	15,900

市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められるため時価開示の対象とはしていません。

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	5,365千円
資産除去債務	1,381
一括償却資産	2,101
ソフトウェア	13,743
税務上の繰越欠損金(注)	114,322
その他	19,307
繰延税金資産小計	156,220
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△114,322
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△29,285
評価性引当額小計	△143,607
繰延税金資産合計	12,612
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	1,333
その他	250
繰延税金負債合計	1,584
繰延税金資産純額	11,028

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	114,322	114,322
評価性引当額	-	-	-	-	-	△114,322	△114,322
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

※税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

**(関連当事者との取引に関する注記)**

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (米ドル)	事業の 内容又は 職種	議決権 等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	LINKB AL VIETN AM CO.,LT D.	ベトナム社会 主義共 和国	88,117	システム 開発	所有 直接 100%	システム 開発 受託	資金 の貸付 (注1)	—	1年内 回収予 定の関 係会社 長期貸 付金	3,333
							受取 利息	119	関係会 社長期 貸付金	833
							業務 委託 (注2)	33,012	未払 費用	2,426

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 貸付金の適用金利は、市場金利を勘案し決定することにしております。  
2. 業務委託は、業務委託契約に基づき、一般の取引条件と同様に決定しております。  
3. 上記の取引金額には、消費税等は含まれておりません。

**(1株当たり情報に関する注記)**

1株当たり純資産	90円77銭
1株当たり当期純損失	20円17銭

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月4日

株式会社リンクバル

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 玉川 聡

業務執行社員  
指定社員 公認会計士 水戸 信之  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リンクバルの2020年10月1日から2021年9月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会議）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月5日

#### 株式会社リンクバル監査役会

常勤監査役（社外）	<b>岩 崎 修 身</b>	Ⓢ
社外監査役	<b>田部井 悦 子</b>	Ⓢ
社外監査役	<b>苅 安 高 明</b>	Ⓢ

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役5名は全員任期満了となりますので、つきましては経営体制強化のため新任1名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当	属性
1	よし ひろ かず まさ 吉 弘 和 正	代表取締役社長	再任
2	なる さわ じゅん 鳴 澤 淳	取締役 人事総務部 担当 経営企画部 部長 財務経理部 部長	再任
3	まつ おか だい すけ 松 岡 大 輔	取締役 マッチングサービス事業部 担当 事業企画室 室長	再任
4	あ だち とし ひさ 安 達 俊 久	社外取締役	再任 社外 独立
5	はり や みつる 張 谷 満	社外取締役	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

よしひろ かずまさ  
**吉弘 和正** (1970年1月25日生)所有する当社の株式数…………… 4,340,000株  
取締役在任年数…………… 10年  
取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

## 略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1991年4月	木村会計事務所(現税理士法人木村会計事務所) 入所	2008年3月	Hamilton Lane Japan 合同会社 設立
2002年3月	日本ビルド株式会社 入社	2011年12月	当社 設立 代表取締役社長 就任
2004年10月	株式会社許斐 入社	2015年8月	当社 代表取締役社長 兼 事業本部 本部長
2007年12月	Hamilton Lane UK Limited入社	2018年4月	当社 代表取締役社長(現任)

## 取締役候補者とした理由

吉弘和正氏は、2011年12月に当社を創業して以来、当社の経営を指揮し、当社を飛躍的に成長させてまいりました。

当社のさらなる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

なる さわ じゅん  
**鳴 澤 淳** (1971年11月25日生)所有する当社の株式数…………… 一株  
取締役在任年数…………… 2年  
取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

## 略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1996年4月	株式会社ノグチ 入社	2014年4月	同社 取締役副社長 COO 就任
2000年6月	株式会社ベンチャー・リンク 入社	2016年11月	株式会社日本データビジョン 取締役 兼任
2007年6月	株式会社ネットプライズドットコム(現株式会社beenos) 入社	2019年4月	同社 代表取締役社長 兼任
	インキュベーション部 部長	2019年10月	当社 上席執行役員
2007年6月	株式会社デファクトスタンダード 取締役 兼任	2019年12月	新規事業企画室 室長
2008年3月	株式会社転送コム 取締役 兼任	2020年10月	当社 取締役 就任
2008年6月	netprice Shanghai 副董事長 兼任	2021年10月	新規事業企画室 室長
2010年12月	マーケティング株式会社 設立 代表取締役社長 就任		当社 取締役 経営企画部 担当
2011年11月	株式会社インターワークス 入社 事業創造室 室長		当社 取締役 人事総務部 担当
2013年6月	同社 取締役 就任		兼 経営企画部 部長 兼 財務経理部 部長(現任)

## 取締役候補者とした理由

鳴澤淳氏は、多様な業種における豊富な経験と経営者として培われた幅広い知見をもとに、当社の事業拡大、新規サービスの創出及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号

3

まつおか だいすけ  
松岡 大輔 (1982年2月24日生)所有する当社の株式数…………… 234,000株  
取締役在任年数…………… 3年  
取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

## 略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

2006年6月	株式会社アライアンス 入社	2017年10月	当社プラットフォーム事業部 部長
2007年10月	株式会社オンラインフ 入社	2018年4月	当社執行役員 事業本部 本部長
2010年2月	株式会社ソラド 入社		兼プラットフォーム事業部 部長
2011年6月	株式会社ADKダイアログ 入社	2018年12月	当社 取締役 就任
2012年7月	当社 入社		事業本部 本部長
2014年6月	当社事業本部 事業開発部 部長	2020年10月	当社 取締役 事業企画室 室長
2015年10月	当社社長室 室長	2021年11月	当社 取締役 マッチングサービス事業部 担当 兼 事業企画室 室長 (現任)

## 取締役候補者とした理由

松岡大輔氏は、現在、当社取締役 マッチングサービス事業部 担当 兼 事業企画室 室長職にあり、創業当時から現在に至るまで、当社の業績向上に尽力した実績と経験があり、当社のさらなる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号

4

あだち としひさ  
安達 俊久 (1952年4月5日生)所有する当社の株式数…………… 1株  
社外取締役在任年数…………… 4年  
取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

社外

独立

## 略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1975年4月	伊藤忠商事株式会社 入社	2016年2月	グローバルIoTテクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役社長 就任 (現任)
2000年4月	伊藤忠テクノサイエンス株式会社 ビジネス開発部長		
2002年5月	伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役社長 就任	2017年12月	当社 社外取締役 就任 (現任)
		2020年6月	RIZAPグループ株式会社 社外取締役監査等委員 就任 (現任)
2015年12月	モビルス株式会社 社外取締役 就任 (現任)		

## 社外取締役候補者とした理由

安達俊久氏は、企業経営等において豊富なキャリアを有するとともに、IT分野において高い見識を備えており、当社のさらなる成長のため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号

5

はり 張 谷 満 (1957年6月2日生)

所有する当社の株式数……………株  
社外取締役在任年数……………年  
取締役会出席状況……………回

新任

社外

独立

略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1978年10月	株式会社白寿生化学研究所 入社	1994年 9月	同社 商品本部長 兼 営業副本部長
1982年 4月	株式会社日本マイコン流通センター 入社	1995年 2月	同社 ネットワークセールス部長
1988年 3月	株式会社ステップ 入社 システム開発担当	1998年 4月	株式会社ネットマジック 代表取締役 就任
1988年 9月	同社 商品部マネージャー	2005年12月	株式会社タスカル 代表取締役就任 (現任)
1993年 9月	株式会社ソフマップ 入社 国際商品部長		

社外取締役候補者とした理由

張谷満氏は、企業経営等において豊富なキャリアを有するとともに、IT分野において高い見識を備えており、当社のさらなる成長のため、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 安達俊久氏及び張谷満氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 安達俊久氏及び張谷満氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしておりますので、両氏の選任が承認された場合、当社は両氏を引き続き独立役員として指定する予定であります。  
 4. 安達俊久氏及び張谷満氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定及び取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年12月21日開催の第7期定時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人給与分を除き年額150百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内。以下「基本報酬枠」といいます。）とご承認いただいております。

今般、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の内容を見直すと共に、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬枠（以下「株式報酬枠」といいます。）を設定することにつきご承認をお願いするものであります。

基本報酬枠及び株式報酬枠につきましては、双方のバランスを勘案し、基本報酬枠を従来ご承認いただいた使用人兼務取締役の使用人給与分を除き年額150百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）から、使用人兼務取締役の使用人給与分を除き年額120百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）に減額し、株式報酬枠を新たに年額30百万円以内として設定いたします。

株式報酬枠の内容につきましては、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、「長期インセンティブ株式報酬」として年額15百万円以内、「中期インセンティブ株式報酬」として年額15百万円以内とし、合わせて年額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の審議を経たうえで、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

当社は、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は事業報告14頁に記載のとおりですが、本議案をご承認いただいた場合には、その内容を本議案に沿った形で変更することを予定しております。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、取締役に1年間に発行又は処分される株式総数の発行済株式総数に占める割合は、0.52%以下であります。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）となり、対象取締役は3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は「長期インセンティブ株式報酬」として年5万株以内、「中期インセンティブ株式報酬」として年5万株以内とし、合わせて年10万株以内（ただし、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利とされない範囲において、取締役会で決定いたします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

#### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日から、「長期インセンティブ株式報酬」の場合は対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位（以下「役職等の地位」といいます。）のいずれの地位からも退任又は退職する日（退任又は退職と同時に当社又は当社の子会社の他の役職等の地位に就任する場合を除く。）までの間、「中期インセンティブ株式報酬」の場合は、3年から5年までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

#### （2）譲渡制限の解除

対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）の間、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、「中期インセンティブ株式報酬」の場合は、対象取締役が譲渡制限期間において、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の役職等の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整し、「長期インセンティブ株式報酬」の場合は、対象取締役が役務提供期間において、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

#### （3）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

#### （4）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当

社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、第10期定時株主総会の開催日を含む月から当該組織再編等の承認日を含む月までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式数について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

山口 拓史 (1964年5月29日生)

所有する当社の株式数…………… 一株  
 監査役在任年数…………… 一年  
 取締役会出席状況…………… 一回  
 監査役会出席状況…………… 一回

再任

社外

#### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1990年10月	学校法人大原学園 大原簿記学校 会計士科講師	2000年4月	東陽監査法人 社員 就任
1991年10月	KPMGセンチュリー監査法人入所	2014年7月	東陽監査法人 非常勤勤務
1995年11月	公認会計士登録 山口拓史公認会計事務所開業 代表 就任 (現任)	2020年12月	当社 補欠監査役 就任 (重要な兼職の状況) なし

#### 補欠の社外監査役候補者とした理由

山口拓史氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験を有し、公認会計士としての客観的な立場から、監査の妥当性確保などの社外監査役としての職務を遂行していただけるものと判断したためであります。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 補欠監査役候補者は、現在、公認会計士事務所の代表であります。  
 3. 山口拓史氏は、補欠の社外監査役候補者であり、社外監査役3名の補欠として、選任するものであります。  
 4. 山口拓史氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

以上

# 株主総会会場 ご案内図

会場 〒104-0045 東京都中央区築地3-1-5  
銀座キャピタルホテル【茜】2階 会場名：カトレア

交通のご案内

「新富町駅」4番出口

東京メトロ 有楽町線

「築地駅」3a出口

東京メトロ 日比谷線

<お願い> 駐車場、駐輪場のご用意はございませんので、公共の交通機関のご利用をお願いします。

<ご注意> 銀座キャピタルホテルには、【茜】のほか【本館】と【萌木】がございますので、お間違えの無いようご注意ください。



株主総会にご出席の株主様へのお土産は一昨年より廃止させて頂いております。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

